

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 2 年 8 月 28 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和 35 年東村山市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東京都における国民健康保険の事務処理基準の一部改正及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の公布に伴い、本案を提出するものである。

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和35年東村山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

別表3の項中「100分の105」を「100分の107」に、「100分の110」を「100分の114」に、「100分の115」を「100分の121」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

東村山市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則 (昭和35年東村山市条例第6号)

1～3 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短

旧 条 例

附 則 (昭和35年東村山市条例第6号)

1～3 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短

新 条 例

期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

6～14 (略)

別表 (第26条)

国民健康保険税の減免基準等

1	(略)		
2	(略)		
3	収入の減少等による生活困窮の場合		
	収入率	減免の割合	減免の対象
	基準生活費 100分の100以下	100パーセント	所得割額
	基準生活費 $\frac{100分の100を超え100分の107}{7}$ 以下	90パーセント	
	基準生活費 $\frac{100分の107を超え100分の114}{4}$ 以下	70パーセント	
	基準生活費 $\frac{100分の114を超え100分の121}{1}$ 以下	60パーセント	
4	(略)		

旧 条 例

期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

6～14 (略)

別表 (第26条)

国民健康保険税の減免基準等

1	(略)		
2	(略)		
3	収入の減少等による生活困窮の場合		
	収入率	減免の割合	減免の対象
	(同左)	(同左)	(同左)
	基準生活費 $\frac{100分の100を超え100分の105}{5}$ 以下	(同左)	
	基準生活費 $\frac{100分の105を超え100分の110}{0}$ 以下	(同左)	
	基準生活費 $\frac{100分の110を超え100分の115}{5}$ 以下	(同左)	
4	(略)		